

## 岩手看護短期大学における公的資金の管理に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、岩手看護短期大学（以下「本学」という。）または本学の教職員等が、国等が研究機関に配分する公的資金により研究遂行をする際に、本学における研究活動の不正行為防止に関する規程第2条第5項の研究費の適正な運営・管理に係る事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 研究費とは、国等が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任は学長をもって充てる。

### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は学科長をもって充てる。

### (適正な運営、管理及び基盤となる環境の整備)

第5条 最高管理責任者は、研究費の不正使用の要因を把握・除去し抑制機能を備えた環境、体制の整備構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、研究費に係る事務処理手続きに関する規定等を整備し統一的な運用を図るものとする。

### (職務権限の明確化)

第6条 最高管理責任者は、研究費の事務処理について、研究者と事務職員の権限と責任を定め、学内に周知するものとする。

### (研修及び説明会の開催)

第7条 最高管理責任者は、研究費が公的資金によるものであること、また研究機関が管理する必要性等を教職員個々に周知・理解させるものとする。

2 最高管理責任者は、前項を実施するため、定期的に研修会及び説明会を開催するものとする。

### (相談窓口)

第8条 研究費の使用方法及び事務処理に関する学内外からの相談窓口は研究委員会担当事務とする。

### (防止計画推進部署)

第9条 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関して不正防止計画を策定・推進するため、防止計画推進部署として学内に研究費不正使用防止委員会を設置する。

2 研究費不正使用防止委員会に関する事項は、別に定める。

### (検収及び研修業務)

第10条 研究費の適正な執行を図るための納品検定を確実に実施する部門は研究委員会事務担当者とする。

2 納品検収者は、納品書と現物を照合の上、納品書等に所定の検収印を押印する。

(通報窓口)

第 11 条 研究費の不正使用に関する告発を受け付ける窓口を事務長とする。

2 前項の告発に係る取扱いは、岩手看護短期大学における研究活動の不正行為防止に関する規程に基づくものとする。

(業者の処分)

第 12 条 研究費の不正使用に加担・協力した業者については、本学との取引停止等の処分を行うことができる。

2 前項の処分に係る取扱いは、別に定める。

(監査体制)

第 13 条 研究費における内部監査の強化を図るため、内部監査を行う。

2 内部監査は、本学を全体的に見渡せる本学職員が行い、最高管理責任者が任命する。

(改廃)

第 14 条

この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が決める

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。